

社会保険労務士電子証明書発行申請のご案内

◆「認証業務規程」、「重要事項説明書」、「認証サービス利用規約」を必ずお読みいただき、「社会保険労務士電子証明書発行申請の手続きについて」をご参照の上、申請してください。

◆社会保険労務士電子証明書の概要等は下記のとおりです。

1. 利用者について

◇社会保険労務士名簿に登録された社会保険労務士法第2条に定める事務に従事する社会保険労務士（開業・社会保険労務士法人の社員・勤務）の方に発行をしております。

2. 利用用途について

◇社会保険労務士法第2条に定める事務として行政への電子的な申請及び届出、並びに同法同条及び第19条に定める事務としての保存における電子署名を行うために使用するものと限定しております。

3. 環境の整備について

◇電子証明書はUSBメモリに格納してお送りいたしますので、USBスロットがついたパソコンが必要となります。その他の電磁的記録媒体では発行できませんのでご了承ください。

◇パソコンのOSはXP、IE（インターネットエクスプローラー）のバージョンは6.0以上を推奨としております。

◇e-Gov電子申請システム、労働保険適用徴収・電子申請システム等を利用して電子申請を行う際には、別途環境を整備していただく必要がございます。詳細は、各機関に直接お問い合わせください。

4. 電子証明書の送付について

◇発行申請書に記載の自宅住所に「本人限定受取郵便（基本型）」でお送りいたします。

※「本人限定受取郵便（基本型）」とは、書留（簡易書留を除く）扱いの郵便物を郵便局に留め置いた上で、名あて本人に到着通知書を送付し、郵便局の窓口において名あて本人に交付する特殊取扱の郵便です。郵便物を受け取る際には、本人であることを確認できる書類（運転免許証等）が必要となります。

◇代理人の受け取りはできません。また、事務所や勤務先にはお送りできませんのでご了承ください。

◇発行申請に必要な書類をお送りいただいてから電子証明書の発送までに、約2ヶ月のお時間をいただいております。書類等に不備がある場合は2ヶ月以上かかる恐れがございますので、ご了承ください。

5. その他

◇電子証明書は本人に限り申請することができます。代理人による申請は受け付けられません。

◇社会保険労務士名簿の変更登録が完了するまで最長2ヶ月かかるため、電子証明書の発行申請前2ヶ月以内に名簿の登録事項（次の①～④）のいずれかを変更した方は、変更内容の確認が必要となります。発行申請前に連合会認証局（03-6225-4869）まで必ずご連絡ください。

①氏名

②事務所名、法人名もしくは勤務先の事業所名

③所属する都道府県社会保険労務士会

④会員種別（勤務→開業、開業→法人社員、開業→勤務等）

◇電子証明書記載事項（上記①～④）に変更があった場合や電子証明書を紛失した場合等につきましては、電子証明書を一度失効して改めて発行申請をしていただく必要がありますので、連合会認証局（03-6225-4869）までご連絡ください。

◇連合会認証局が負う連合会認証サービスの提供に関する損害賠償責任の上限額は1,000,000円です。